

大崎市地域防災計画一部改正の概要

◀第1編 総則▶

「第3節 大崎市の地勢と災害要因、災害記録」

○第4 過去における災害の概要

→ 2 風水害災害 に令和元年東日本台風に関する記載を追加

◀第2編 震災対策編▶

【第2章 災害予防対策】

「第9節 防災拠点等の整備」

○第1 防災拠点の整備

→ 新庁舎建設や道の駅に関する記載を現況に合わせて内容修正

「第14節 避難収容対策」

○第2 避難所の確保

→ 3 避難所の運営・管理 に、感染症対策に関する記載を追加

「第17節 要配慮者・外国人・観光地等の旅行者対策」

○第1 要配慮者への対策

→ 「社会福祉施設等」を「要配慮者利用施設」に修正。

【第3章 災害応急対策】

「第1節 防災活動体制」

○第1 活動組織の設置基準

→ 配備基準の火山に関する記述において、噴火警報等の情報は山単位で発表されるため、

「鳴子温泉地域に」の表記を「鳴子に」へ修正

◀第3編 風水害等災害対策編▶

【第1章 風水害等災害対策の総則】

「第1節 過去に発生した大規模災害」

→ 第4として、令和元年10月「令和元年東日本台風」に関する記載の追加

【第2章 災害予防対策】

「第7節 防災拠点等の整備」

○第1 防災拠点の整備

→ 新庁舎建設や道の駅に関する記載を現況に合わせて内容修正

「第11節 避難収容対策」

○第3 避難所の確保

→ 「3 避難所の運営・管理」の内容に、感染症対策の内容を追加

「第15節 要配慮者・外国人・観光地等の旅行者対策」

○第1 要配慮者への対策

→ 「社会福祉施設等」を「要配慮者利用施設」に修正。また、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設について、「避難確保計画の作成」と「避難訓練の実施」が義務となる旨の内容を追加。併せて、資料編に当該施設の一覧を記載。

【第3章 災害応急対策】

「第1節 防災気象情報の伝達」

○第2 防災気象情報の伝達周知

→ 「仙台管区気象台が発表する防災気象情報」に「警戒レベル」の内容を追加

「第2節 防災活動体制」

○第1 活動組織の設置基準

→ 配備基準の火山に関する記述において、噴火警報等の情報は山単位で発表されるため、「鳴子温泉地域に」の表記を「鳴子に」へ修正

◀全編共通▶

→ その他、現状に合わせた内容修正や軽微な文言修正など